

会 議 名 称	第4回 市川市個人情報保護審査会	
議 題 等	議題1 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】」に係る検討について 議題2 諮問第3号についての第2回の審議について	
開 催 日 時	令和6年2月7日(水) 10:00 ~ 11:45	
開 催 場 所	市川市役所第1庁舎 5階 第4委員会室	
出席者	委 員	山本 博毅(会長)、鈴木 麻由美、國松 里美、遠藤 友規、釘持 麻衣
	事 務 局	【総務部総務課】小泉副参事、中川主幹、牛脇副主幹、丹治主査、 亀田主任主事、福島主事
	説 明 課 及び職員	【新型コロナウイルス対策課】:伊藤課長、森本主幹、福井主査、 芦間主任主事 【介護保険課】:沓澤主幹、武藤主査
傍 聴	■ 可(0人)(議題1) / ■ 不 可(議題2)	
会 議 概 要 ※ 詳 細 別 紙	諮問事項についての検討を行った。	
配 布 資 料	諮問案件の資料	
特 記 事 項		

別紙(公開分のみ)

第4回 市川市個人情報保護審査会

【事務局】

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

総務課副参事の小泉です。本日課長の植松は別の公務のため、欠席でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、第4回市川市個人情報保護審査会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、本日の出席委員の報告をさせていただきます。

本日は5名全員の委員にご出席いただいておりますので、「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則」第24条第2項(会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない)に定める定足数に達しており、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議には傍聴希望者はありません。

つきまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。「本日の次第」と「議題1の資料」と「議題2の資料」の3点です。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。本日の議題は、

「議題1(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】に係る検討について)」と

「議題2(諮問第3号についての第2回の審議について)」の2件となっております。

本日の会議の内容のうち「議題1」につきましては、議事録を作成して公開したいと考えております。

また、「議題2」につきましては、議事録を作成しますが、市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例附則第4条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第3条の規定による廃止前の市川市個人情報保護条例第23条の3第7項により非公開となることを申し添えます。

なお、議事録の作成のため、会議の録音につきましてご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、山本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【山本会長(議長)】

それでは、第4回市川市個人情報保護審査会を開催いたします。

はじめに、「議題1(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】に係る検討について)」を議題としたいと思います。

事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

本案件について、事務局より補足説明をしてもよろしいでしょうか。

【山本会長(議長)】

お願いします。

【事務局】

お手元の審査観点等一覧をご覧ください。

こちらは、皆様方に審査いただく観点と、その観点到照らし合わせて本案件の内容をまとめたものとなります。

1つずつご説明いたします。

まず、適合性については6つの観点がございませう。

1つ目、『しきい値判断に誤りがないか』についてです。

本件事務は30万人以上を対象とする事務であることから全項目評価を行うもので、正しくしきい値判断を行っているといえます。

2つ目、『適切な実施主体が実施しているか』についてです。

こちらは、実施主体である市川市長が評価をしており、適切であるといえます。

3つ目、『公表しない部分は適切な範囲か』についてです。

本件評価書については、公表することによりセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないため、すべて公開することとしているものであり、適切であるといえます。

4つ目、『適切な時期に評価を実施しているか』についてです。

本件は事後評価としておりますが、その理由としましては、

諮問の際に諮問実施機関からご説明があったように、健康管理システムを取扱うSEの人材不足により再委託を行ったもので、再委託実施前に評価の再実施を行う時間的余裕がなかったことから事後評価とし

たものです。

5つ目、『適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか』についてです。

本件につきましては、令和5年11月6日から12月5日までの間にパブリックコメントにて市民からの意見を募った結果、評価書に対する意見はございませんでした。

6つ目、『事務の実態に基づき評価書様式で求められる項目について検討し、記載しているか』についてです。

評価書様式で求められる項目について、事務の実態に合わせて検討し、記載しているといえます。

次に、妥当性について7つの観点がございます。

1つ目、『担当部署は対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか』についてです。

本件の新型コロナワクチン接種に関する事務は、実施機関である新型コロナウイルス対策課が担当する業務であり、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるといえます。

2つ目、『事務の内容が具体的に記載されているか』についてです。

特定個人情報を取り扱う事務について具体的に記載しており、適切であるといえます。

3つ目、『事務における特定個人情報の流れを記載しているか』についてです。

事務の流れや手順に合わせて特定個人情報の流れを記載しており適切であるといえます。

4つ目、『特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおいて、漏洩その他のリスクを事務の実態に基づき特定しているか』についてです。

特定個人情報の入手、情報の紐づけ、委託、特定個人情報の提供、移転、保管及び消去のプロセスごとにリスクを特定しており、適切であるといえます。

5つ目、『特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か』についてです。

リスクを軽減させるための措置について、実態に合わせて具体的に記載しており、適切であるといえます。

6つ目、『リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか』について。

7つ目、『評価書の表紙に記載されております「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」が特定個人情報保護評価の目的と照らし、妥当なものか』についてです。

6つ目、7つ目共に、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的と照らし合わせて、妥当であるといえます。

以上となります。

【山本会長(議長)】

それでは、委員の皆様から改めてご質問、ご意見等がありますか。

ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。鈴木先生どうぞ。

【鈴木委員】

今日頂いた資料の妥当性の5番の「リスク軽減措置について実態に合わせて具体的に記載している。」
というのは前回の資料のどこに記載がありますか。

【諮問実施機関(新型コロナウイルス対策課)】

特定個人情報保護評価書のⅢの「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のところに記載させていただいています。お示した中でこういったリスクがあり、こういった対策をしていますと記載しています。

【鈴木委員】

ありがとうございます。内容がしっかり書かれていると思います。

【山本会長(議長)】

他にございますか。

(委員一同質疑なし)

【山本会長(議長)】

特に無いようですので、本日の審議を踏まえて、答申書は、後日事務局で作成していただいでよろしいですか。

【事務局】

承知しました。答申書案が作成できましたら皆様にメールでお知らせしようと考えています。その後、皆様の同意を得られれば答申書として確定してよろしいでしょうか。

【山本会長(議長)】

それで結構です。それでは、新型コロナウイルス対策課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいで結構です。

(新型コロナウイルス対策課職員 退出)

(「議題2」の審議)

(次回開催の日程調整その他事務連絡)

【山本会長(議長)】

それでは以上をもちまして第4回個人情報保護審査会を閉会したいと思います。皆様お疲れ様でした。

(閉会)